

小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における  
成年後見制度利用促進計画策定にかかる  
アンケート調査報告について

2021（令和3）年3月

小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における  
成年後見制度利用促進計画策定委員会



## はじめに

小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の各市町において、4市町で共同設置をした尾張北部権利擁護支援センターを2020（令和2）年度から、区域内の中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用促進を推進しているところです。

今般、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を策定するため、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会が設置されました。

策定委員会では、2020（令和2）年度においてアンケート調査を実施し、2021（令和3）年度において、議論を重ねていくことを予定しています。

今回、2020（令和2）年度においてアンケート調査結果を報告書として取りまとめました。アンケート調査に御協力いただいた関係のみなさまに御礼申し上げます。

アンケート結果に付した「コメント」は、中核機関としての尾張北部権利擁護支援センターのコメントであり、策定委員会の見解ではありません。今後、策定委員会において、この報告書も参考にしながら、活発な議論を重ねていきます。

2021（令和3）年3月

小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における  
成年後見制度利用促進計画策定委員会

委員長 朝 倉 美 江

## 目 次

1 市町村実施アンケート	1
2 支援者アンケート	7
3 受任者アンケート	28

各設問の集計結果のあとに記した【コメント】は、議論の参考となるよう、当区域における中核機関としての尾張北部権利擁護支援センターの見解を記したものであり、策定委員会の見解ではない。

## 1 市町村実施アンケート

## 1 実施方法

各市町が高齢者保健福祉計画及び障害福祉計画を策定するにあたり実施した実態調査に質問項目として、次の4点を入れて、調査。

問1 成年後見制度を知っていますか。

問2 成年後見制度を利用したいですか。

問3 成年後見制度を利用したいとする方は、成年後見人等はどのような人を希望しますか。

問4 尾張北部権利擁護支援センターを知っていますか。

## 2 アンケート実施時期及び調査対象者数など

### （1）調査時期

#### ア 高齢者

市町	調査基準日	配付数	有効回答数	回収率
小牧市	令和2年1月1日	2,000	1,375	68.8%
岩倉市	令和元年12月1日	1,000	584	58.4%
大口町	令和元年12月1日	1,186	937	79.0%
扶桑町	令和元年11月1日	1,000	695	69.5%

#### イ 障害者

市町	調査基準日	配付数	有効回答数	回収率
小牧市	令和2年5月1日	1,063	543	51.1%
大口町	令和元年11月1日	1,276	694	54.4%

※岩倉市、扶桑町は、実施していない。

### 3 各市町のアンケート結果概要

#### （1）問1 成年後見制度を知っていますか

ア 高齢者

単位：%

区分	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町
知っている	54.3	61.8	46.0	57.8
知らない	39.1	30.1	44.4	33.8
利用している	0.4	0.3	1.9	0.7
無回答	6.3	7.7	7.6	7.6

イ 障害者

単位：%

区分	小牧市	大口町
知っている	50.1	47.1
知らない	42.7	42.1
利用している	0.7	2.6
無回答	6.4	8.2

#### 【コメント】

- ・制度を知っている人、利用している人は、高齢者、障害者とも、5割前後である。
- ・さらに制度の普及啓発が必要である。

#### （2）問2 成年後見制度を利用したいですか。

ア 高齢者

単位：%

区分	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町
利用したい	15.3	20.1	7.9	16.2
利用したくない	26.7	37.2	31.2	28.6
わからない	55.2	39.5	57.4	50.1
無回答	2.7	3.2	3.6	5.2

イ 障害者

単位：%

区分	小牧市	大口町
利用したい	16.1	9.9
利用したくない	19.6	19.9
わからない	60.3	66.1
無回答	4.0	4.2

【コメント】

- ・成年後見制度を知らない人が多く、6割前後の方がわからないとしている。
- ・意向を明らかにした人のうち、半分以上の方が利用したくないとしている。

（3）問3 成年後見制度を利用する場合、どのような成年後見人等を希望しますか。

ア 高齢者

単位：%

区分	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町
親族	67.5	75.0	64.3	74.8
弁護士などの専門職	29.4	18.5	19.0	21.4
その他	1.0	2.8	7.1	1.0
無回答	2.0	3.7	9.5	2.9

イ 障害者

単位：%

区分	小牧市	大口町
親族	54.3	62.3
弁護士などの専門職	28.4	32.8
その他	9.9	1.6
無回答	7.4	3.3

【コメント】

- ・高齢者、障害者とも親族を希望される方が多いが、障害者の場合は、専門職への希望が比較的多い。

（4）問4 尾張北部権利擁護支援センターを知っていますか。

ア 高齢者

単位：%

区分	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町
知っている	6.4	4.8	3.2	2.7
知らない	89.5	91.3	90.3	90.4
無回答	4.1	3.9	6.5	6.9

イ 障害者

単位：%

区分	小牧市	大口町
知っている	9.9	2.7
知らない	85.1	93.2
無回答	5.0	4.0

【コメント】

- ・尾張北部権利擁護支援センターは、2018（平成30）年4月設置。
- ・2019（令和元）年から2020（令和2）年に実施された実態調査では、3～7%程度の認知度である。

#### 4 実態調査（アンケート）結果の所在

##### （1）高齢者

小牧市	<a href="http://www.city.komaki.aichi.jp/material/files/group/24/ke.pdf">http://www.city.komaki.aichi.jp/material/files/group/24/ke.pdf</a>
岩倉市	<a href="https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000004/4705/anketokekka.pdf">https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000004/4705/anketokekka.pdf</a>
大口町	<a href="https://www.town.oguchi.lg.jp/secure/12058/houkokusho.pdf">https://www.town.oguchi.lg.jp/secure/12058/houkokusho.pdf</a>
扶桑町	(未掲載につき尾張北部権利擁護支援センターのホームページに掲載) <a href="https://owarihokubu-kenriyougo.net?p=7608">https://owarihokubu-kenriyougo.net?p=7608</a>

##### （2）障害者

小牧市	<a href="http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/fukushi/shogaifu/kushi/shogaifukushi/1_1/4/1/1/31829.html">http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/fukushi/shogaifu/kushi/shogaifukushi/1_1/4/1/1/31829.html</a>
大口町	<a href="https://www.town.oguchi.lg.jp/secure/12082/anketohoukokusho.pdf">https://www.town.oguchi.lg.jp/secure/12082/anketohoukokusho.pdf</a>

## 2 支援者対象アンケート

## 1 アンケート対象

アンケート対象は、以下のとおり。支援者と称しているが、対象は相談支援を行う職員のいる事業所としている。

区分	依頼数	回答数	回答率
地域包括支援センター	9	9	100.0%
居宅介護支援事業所	54	23	42.6%
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	11	5	45.5%
介護老人保健施設	5	1	20.0%
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	21	11	52.4%
特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム）	5	2	40.0%
小規模多機能型居宅介護	9	2	22.2%
計画相談事業所	16	8	50.0%
障害者入所施設	2	1	50.0%
社会福祉協議会（権利擁護部門）	4	3	75.0%
病院 地域医療連携室・在宅医療介護サポートセンター	9	8	88.9%
その他・未記入	0	2	-
合計	145	75	51.7%

## 2 調査方法

調査票を郵送し、ホームページからの回答または郵送による回答とした。

## 3 調査時期

2020（令和2）年12月22日から2021（令和3）年1月20日まで

## 4 回答内容

問1 貴事業所は次のどれに該当しますか。

n=75

区分	回答数
ア) 地域包括支援センター	9
イ) 居宅介護支援事業所	23
ウ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	5
エ) 介護老人保健施設	1
オ) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）	11
カ) 特定施設入居者生活介護事業所（介護付有料老人ホーム）	2
キ) 小規模多機能型事業所	2
ク) 特定相談支援事業所（一般相談支援事業所併設含む）	8
ケ) 障害者支援施設	1
コ) 病院・診療所	8
サ) 社会福祉協議会（権利擁護部門）	3
その他・未記入	2

問2 事業所所在地

区分	依頼数	回答数	回答率
ア) 小牧市	82	36	43.9%
イ) 岩倉市	30	19	63.3%
ウ) 大口町	17	10	58.8%
エ) 扶桑町	16	9	56.3%
未記入		1	-
合計	145	75	51.7%

### 【成年後見制度の理解】

問3 成年後見制度について相談があった場合、貴事業所として利用者に制度の説明をすることができますか。（複数回答） n=75

区分	回答数	回答割合
ア) 後見、保佐、補助のちがいなど制度の概要について説明できる	42	56.0%
イ) 家庭裁判所に申し立てる手続きについて説明できる	15	20.0%
ウ) 制度利用に要する費用について説明できる	9	12.0%
エ) 成年後見制度利用支援事業について説明できる	18	24.0%
オ) 成年後見制度のメリット、デメリットなど説明できる	19	25.3%
カ) どこに相談をしたらいいか説明できる	60	80.0%
キ) ほとんどできない	6	8.0%

### 【コメント】

- ・制度の概要については、56%の事業所が説明でき、相談先は、80%の事業所で説明ができる。
- ・しかしながら、制度の手続き、費用、助成事業、メリット、デメリットなどの詳細の説明ができるところは、1割から2割程度であり、権利擁護支援センターのような機関が必要とされている。
- ・説明をほとんどできない事業所が1割弱あり、相談先も説明できないため、相談機関としての権利擁護支援センターの認知度を上げる必要がある。

【成年後見制度利用促進にかかる法令等の理解】

問4 成年後見制度の利用促進について、法律や国の基本計画をどの程度ご存知ですか。

区分	回答数	構成比
ア) よく知っている（ひとに説明できる程度）	0	0.0%
イ) 知っている	16	21.3%
<b>ウ) あまり知らない (法律や基本計画があることを知っている程度)</b>	<b>52</b>	<b>69.3%</b>
エ) 全く知らない	7	9.3%
合計	75	100.0%

問5 成年後見制度利用促進計画(国の基本計画)における、チームや地域連携ネットワークはご存知ですか。

区分	回答数	構成比
ア) よく知っている（ひとに説明できる程度）	3	4.0%
イ) 知っている	11	14.7%
<b>ウ) あまり知らない (法律や基本計画があることを知っている程度)</b>	<b>50</b>	<b>66.7%</b>
エ) 全く知らない	11	14.7%
合計	75	100.0%

【コメント】

- ・成年後見制度利用促進法の関係については、あまり知られていない。
- ・チーム支援や地域連携ネットワークは、国の成年後見制度利用促進基本計画の核であるが、「全く知らない」が15%近くある。

### 【チーム支援について】

問6 成年後見制度利用促進計画では、チーム支援ということがいわれています。被後見人をチームで支援していくことについてどう考えますか、1つだけ選んでください。

区分	回答数	構成比
ア) 積極的にチーム支援を進めていくべきだ	48	64.0%
イ) 必ずしもチーム支援が適切と考えていない	11	14.7%
ウ) チーム支援の必要性を感じない	1	1.3%
エ) よくわからない	14	18.7%
未記入	1	1.3%
合計	75	100.0%

問7 【問6でイ)又はウ)と回答した方のみ回答してください】 チーム支援について、必ずしもチーム支援が適切と考えていない、チーム支援の必要性を感じないと思われるるのは、なぜですか。(複数回答可) n=12

区分	回答数	回答割合
ア) 財産管理以外に支援ニーズがない	6	50.0%
イ) 困ったときにだけ相談すればことは足りる	4	33.3%
ウ) 後見人等が財産管理、身上保護について責任をもつ (あるいは主導) すべきだ	5	41.7%
エ) ケース検討会議に呼ばれるなど負担が増える	1	8.3%
オ) その他 (具体的に)	3	25.0%

その他の内容

- ・個々の状況によるもの。情報を支援者が共有することは必要だが、責任は後見人等  
(相談支援事業所)
- ・NPO団体の方が実際、助かる、動いてもらえる。NPOが正しく機能すれば本人にとって有益だという場面が多い。(介護老人福祉施設)

### 【コメント】

- ・チーム支援については、64%が積極的に進めるべきとしている。
- ・一方で、16%が否定的な見解。よくわからないとする事業所も2割近くある。チーム支援の必要性、有用性についての理解を得られるような取組が必要である。

### 【成年後見制度の相談体制】

問8 成年後見制度について、貴事業所は、利用者からの一次相談機関であると考えておられますか。

区分	回答数	構成比
ア) 一次相談機関であるとの認識はない	15	20.0%
イ) 一次相談機関と考えているが、現状、一次相談を受けるだけの成年後見制度についての知識が職員にない	37	49.3%
ウ) 一次相談機関であると認識し、その役割を担っている	17	22.7%
エ) その他（具体的に）	4	5.3%
未記入	2	2.7%
合計	75	100.0%

その他の内容

- ・相手から聞かれれば答える。必要だと感じれば制度について紹介する。（居宅介護支援事業所）
- ・一次相談機関の認識あるが、センター全職員が相談対応できる知識はない。社会福祉士のみが対応。（地域包括支援センター）

### 【コメント】

- ・「一次相談機関と考えているが、知識が不足している」とする事業所が、半数（49%）である。
- ・「一次相談機関である」と認識されていない事業所が20%ある。
- ・当面は、尾張北部権利擁護支援センターが、一次相談機関の役割も担うことが必要と考えられる。

【尾張北部権利擁護支援センターの認知度】

問9 当地区では、4市町が共同で成年後見制度の利用支援を行う機関として尾張北部権利擁護支援センターを設置していますが、ご存知ですか。

区分	回答数	構成比
<b>ア) よく知っている（存在も役割も承知している）</b>	<b>58</b>	<b>77.3%</b>
イ) 名前は聞いたことがある（あることは知っているが役割は知らない）	13	17.3%
ウ) 知らなかった	4	5.3%
合計	75	100.0%

【コメント】

- ・圏域内の相談機関、施設等では、尾張北部権利擁護支援センターの認知度が77%ある。支援者間での認知度をさらに高める必要がある。

【尾張北部権利擁護支援センターの研修受講】

問10 職員の方は、尾張北部権利擁護支援センターの研修を受講されたことがありますか。（尾張北部権利擁護支援センターでは、毎年、権利擁護講演会、行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会、権利擁護支援者養成研修、住民のための成年後見制度学習会等の研修会を開催しています）

区分	回答数	構成比
<b>ア) 受講したことがある</b>	<b>53</b>	<b>70.7%</b>
イ) これまで受講したことがない	22	29.3%
合計	75	100.0%

【コメント】

- ・研修会の開催が、役割まで含めた認知度を高めていることがうかがえる。

【尾張北部権利擁護支援センターとの連携】

問11 これまでに貴事業所の利用者に関連して、尾張北部権利擁護支援センターと相談したり、ケース検討会議など同じ会議に参加したりされたことはありますか。

区分	回答数	構成比
ア) ある	39	52.0%
イ) これまで関わりはない	34	45.3%
未記入	2	2.7%
合計	75	100.0%

イ) これまで関わりはない

- ・紹介はよくしている（相談支援事業所）

【コメント】

- ・認知度は、高いが、相談等につながっていないところもある。
- ・関わりはないが紹介はよくしているとの事業所もあることから、紹介を受けた後これらの事業所とのチーム支援として関わりの強化が求められる。

### 【対象者への対応】

問12 貴事業所では、認知症などで成年後見制度の利用が必要と考えられた方について、一般的にどのような対応をとりますか。対応方法として最も近いものひとつを選んでください。

区分	回答数	構成比
ア) 貴事業所にて、成年後見制度を紹介する	15	19.5%
イ) 市町の高齢福祉担当課又は障害福祉担当課を紹介する	3	3.9%
<b>ウ) 尾張北部権利擁護支援センターを紹介する</b>	<b>26</b>	<b>33.8%</b>
エ) 事業所の要対応ケースとして行政の窓口とつながって対応する	7	9.1%
<b>オ) 事業所の要対応ケースとして権利擁護支援センターとつながって対応する</b>	<b>20</b>	<b>26.0%</b>
カ) 上記のような対応はとらない、又は、制度利用が必要な方に具体的に対応したことがない	4	5.2%
キ) その他（具体的に）	2	2.6%
合計	77	100.0%

オ) 事業所の要対応ケースとして権利擁護支援センターとつながって対応する

- ・追記身寄りがない人の場合は行政にも情報提供し早い段階から連携できるように努めています。（地域包括支援センター）

キ) その他（具体的に）

- ・ケースによってア)～エ)、相談できる弁護士や行政書士等がいる方は相談してもらったり、センターを紹介。（事業所プロフィール不明）
- ・包括支援センターに相談する（居宅介護支援事業所）

### 【コメント】

- ・ケースにより、対応は異なると考えられるが、尾張北部権利擁護支援センターを紹介するが一定数ある。
- ・紹介を受けたところが、どうチームを形成し対応していくのかの検討も必要である。

【申立て支援の経験の有無】

問13 成年後見の利用が必要な人に申立ての支援を検討したけれど、申立てをしなかったことがありますか。

区分	回答数	構成比
ア) ある	24	32.0%
イ) ない	49	<b>65.3%</b>
未記入	2	2.7%
合計	75	100.0%

【コメント】

- ・3割の事業所で、申立てに結びつかなかった経験がある。

問14 【問13で「ある」と答えた方のみ回答してください】成年後見の申立をしない又は躊躇する理由はどのようなことがありますか。（複数回答可）

n=24

区分	回答数	回答割合
ア) 対象となる方を担当したことがない	2	8.3%
イ) 成年後見制度の知識が十分でないため、本人にとって成年後見制度の利用が適切かどうか判断できない	1	4.2%
ウ) 後見人（保佐人、補助人を含む。以下、同じ。）が選任されるまで時間がかかる	6	25.0%
エ) 誰が後見人になるか分からることに不安がある	2	8.3%
オ) 後見人が本人の意思や希望を反映した支援をしてくれるか不安がある	4	16.7%
カ) 後見人は一度選任されたら、判断能力が回復しない限り、本人が亡くなるまで続く	2	8.3%
キ) 後見報酬の支払いが、本人への負担になる	9	<b>37.5%</b>
ク) 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（金銭管理・財産保全）で、対応できる	10	<b>41.7%</b>
ケ) いわゆる「身元保証団体」を紹介することで、対応している	8	33.3%
コ) その他（具体的に）	7	29.2%

### その他内容

- ・本人の拒否が強く、進めることができなかつた。(地域包括支援センター)
- ・後見人が、信頼できる方か、チーム支援できる方かどうか不安があるという意見がある。(居宅介護支援事業所)
- ・本人の同意がとれないことがある。(病院・診療所)
- ・病院や施設へ入所・転院となる際、申請中は今後どうなるかわかりづらく入所・転院先から断られることがあるため(病院・診療所)
- ・補助、保佐の場合、本人同意をとることができないため。(病院・診療所)

### 【コメント】

- ・日常生活自立支援事業の活用で対応できる、後見報酬の支払いが本人の負担になる、いわゆる「身元保証団体」を紹介する、の3つケースが多い。
- ・選択肢にはなかつたが、「本人の同意」がとれないというケースがある。

### 【成年後見人等との連携】

問15 貴事業所の利用者について、これまでに後見人等との関わりがありますか。（利用者の中に成年後見制度を利用された方はありますか）

区分	回答数	構成比
ア) ある	52	69.3%
イ) ない	22	29.3%
未記入	1	1.3%
合計	75	100.0%

問16 【問15で「ある」と答えた方のみ回答してください】 貴事業所の利用者について、成年後見制度を利用して（後見人等がついて）良かったことはどういうことですか。（複数回答可） n=52

区分	回答数	回答割合
ア) 安心して契約ができた	27	51.9%
イ) 利用料などの滞納の心配がない	35	67.3%
ウ) 債務整理や遺産分割協議をことができ、本人の生活が安定した	15	28.8%
エ) 悪徳商法や親族等からの権利侵害から守ることができた	17	32.7%
オ) 本人の支援について相談できる	29	55.8%
カ) 本人の意思を尊重したサービス利用等の提案があった	13	25.0%
キ) 入院など、緊急時の対応をしてくれる	25	48.1%
ク) 亡くなった後の相談ができる	21	40.4%
ケ) その他（具体的に）	2	3.8%

その他の内容

- 施設入所に結びつけることができた（居宅介護支援事業所）
- 日常生活自立支援事業で対応できなくなった人をつなぐことができた（社会福祉協議会）

### 【コメント】

- 利用料などの滞納の心配がない、本人の支援について相談できる、安心して契約ができた、などが上位をしめる。

問17【問15で「ある」と答えた方のみ回答してください】 利用者に後見人等がついたのち、後見人等との関わりのなかで困ったことはどういうことですか。（複数回答可）

n=52

区分	回答数	回答割合
ア) 連絡が取れない	6	11.5%
イ) 本人に会いに来ることが少ない	8	15.4%
ウ) 支援の方針決定について、本人や他の支援者の意見が反映されない	2	3.8%
エ) 申立理由とした課題が、なかなか解決しない	1	1.9%
オ) 財産の管理以外は福祉関係者に委ねられ、関心がない	7	13.5%
<b>カ) 後見人の仕事ではないと断られることがある</b>	<b>9</b>	<b>17.3%</b>
<b>キ) どこまで、何をお願いできるのかが、分からない</b>	<b>21</b>	<b>40.4%</b>
ク) 後見人の活動に疑問があるが、相談先が分からぬ	1	1.9%
ケ) その他（具体的に）	12	23.1%

#### その他の内容

- ・お互いの職種の理解（地域包括支援センター）
- ・延命の判断が出来ない（介護老人福祉施設）
- ・後見人はどのような基準で利用者への支援をしているか理解できないケースがあつた。（ケースによりより訪問が必要な方の所には回数が少ないと）（居宅介護支援事業所）
- ・認知症の方が多いので、結局本人の意向をくみとれない。普段の状況もわからないので、こちらで考えることもある。特に看とりの意向確認は、はっきりしてくれないので遅いと困る。（介護老人福祉施設）
- ・今のところ、後見人様に恵まれており、関わりにおいて困ったことはありません。（認知症対応型共同生活介護事業所）
- ・親族の方が係わってくる時に後見人等との役割分担。（相談支援事業所）
- ・特にない（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護事業所(2)、小規模多機能型事業所）

#### 【コメント】

- ・財産管理の面では後見人がついて良かったとの意見が多かったが、身上監護について

は、事業所との連携に差がみられる。事業所が後見人の業務についての知識を持ち、適切に依頼することが、適切な役割分担につながる。

### 【身元保証会社について】

問18 身寄りのない利用者にいわゆる身元保証会社の利用を勧める（あるいは勧めた）ことがありますか。

区分	回答数	構成比
ア) ある	39	52.0%
イ) ない	35	46.7%
未記入	1	1.3%
合計	75	100.0%

### 【コメント】

- ・身元保証会社の利用について、半数以上で、勧める（勧めた）ことがあるとしている。

問19【問18で「ある」と答えた方のみ回答してください】 身元保証会社の利用を勧める（勧めた）のはなぜですか。（複数回答可） n=39

区分	回答数	回答割合
ア) 施設等から身元保証人を求められたが適當な人が見つからなかつたため	19	48.7%
イ) 介護保険サービス以外のところで生活支援が必要だから	21	53.8%
ウ) 死後の事務が不安だったから	6	15.4%
エ) 身元保証会社から勧められたから	0	0.0%
オ) 成年後見制度の利用は時間がかかるから	10	25.6%
カ) 成年後見制度の対象とならない（認知症等がない）利用者だから	17	43.6%
キ) 本人が希望したから	13	33.3%
ク) その他（具体的に）	2	5.1%

その他の内容

- ・1人暮らしでアパートを借りる際に身元保証になれる人がいない（相談支援事業所）
- ・施設から身元保証人を求められることがわかって（事業所プロフィール不明）

【コメント】

- ・生活支援サービスが必要、入所施設側から求められたという理由が主なものである。
- ・認知症などがなく成年後見制度の対象とならない方について課題がある。
- ・身元保証の課題について、さらに整理し、関係機関の理解を得る必要がある。

【権利擁護に関することで困っていること】

問20 その他権利擁護に関して、普段の支援の中でどのようなことで困っていますか。（複数回答可） n=75

区分	回答数	回答割合
ア) 権利擁護の課題に関する支援の必要性が判断できない (アセスメントができない。どの支援を使えばよいか分からぬ。)	6	8.0%
<b>イ) 本人の判断能力に問題はないが、身寄りのないことを理由に、病院や施設から身元保証人を求められる</b>	<b>31</b>	<b>41.3%</b>
ウ) 成年後見制度（任意後見制度含む）あるいは日常生活自立支援事業の利用が必要と思われる方であるが本人に制度説明ができない	7	9.3%
<b>エ) 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の利用が必要と思われる方であるが、利用を勧めても本人が納得しない</b>	<b>39</b>	<b>52.0%</b>
オ) 法律的な課題（借金の整理など）に対する対処の方法がわからない	14	18.7%
カ) すでに受任している親族後見人からの相談を受けるが答えられない	1	1.3%
キ) 意思決定支援がうまくできない	14	18.7%
ク) 成年後見人等が選任されるまでの間、日常生活自立支援事業の契約に至るまでの間に、どこまで支援するべきか悩む	11	14.7%
ケ) 尾張北部権利擁護支援センターにどの段階で相談すればいいかわからない	10	13.3%
コ) その他（具体的に）	9	12.0%

その他の内容

- ・利用者に説明しても「気軽さ」がなく負担な話ととらえられてしまう。(居宅介護支援事業所)
- ・成年後見人が決定するまでに時間がかかる。医師の協力がえられないことがある。(居

（宅介護支援事業所）

- ・支援者の本業待ちの時に、こちらが時間外になることがある。（介護老人福祉施設）
- ・現在、困っているケースがない（認知症対応型共同生活介護事業所）
- ・成年後見制度が必要と思われる方であるが、まずは日常生活自立支援事業から等、他の道を模索・検討する様にと言われてしまう。（認知症対応型共同生活介護事業所）
- ・入院時、死亡時について、緊急での対応が不可欠であるため、身寄りのない人だと支援に困難を感じる場合が増加している。（病院・診療所）
- ・行政が協力的でない（市長申し立てなど）（小規模多機能型事業所）
- ・対象となるケースがない（相談支援事業所）
- ・今まで相談されたことがない（相談支援事業所）

【コメント】

- ・「その他」の記載も含め、さまざまな課題がある。
- ・選択肢のなかからは、本人の納得、身元保証の課題が大きいことがうかがえる。

【尾張北部権利擁護支援センターに期待すること】

問21 令和2年4月から国の成年後見制度利用促進基本計画にある中核機関として、尾張北部権利擁護支援センターが位置づけられました。今後、尾張北部権利擁護支援センターに期待することは何ですか。（複数回答可）

n=75

区分	回答数	回答割合
ア) 成年後見制度に関する市民、町民への啓発	30	40.0%
<b>イ) 事業所職員・行政職員への研修</b>	<b>42</b>	<b>56.0%</b>
<b>ウ) 他職種の連携に資する研修</b>	<b>31</b>	<b>41.3%</b>
<b>エ) 申立てにかかる支援</b>	<b>51</b>	<b>68.0%</b>
オ) 市民後見人の養成事業	14	18.7%
カ) 法人受任の拡充	9	12.0%
キ) 後見人との連携支援（チーム支援）	26	34.7%
ク) 後見人支援	12	16.0%
ケ) 任意後見受任など認知症でない高齢者への安心事業	23	30.7%
コ) 未成年後見の受任	4	5.3%
サ) その他（具体的に）	2	2.7%

その他の内容

- ・後見申請中の方の権利擁護（病院・診療所）

【コメント】

- ・申立てにかかる支援、研修への期待のほか、認知症でない高齢者へのいわゆる「安心事業」などにも期待が寄せられている。

問22 その他、成年後見制度の利用促進に関係して、ご意見を自由に書いてください。

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の対象とならないが、金銭管理や財産管理で課題があり支援に課題を抱えるケースが増えている。身元保証会社を利用する経済的な負担も出来ない。はざまの人をサポートする事業があるとよい。ケアマネジャーが報酬にならない金銭管理等の部分での業務が増えている。身寄りのない方の病院、病院受診の付き添いや救急搬送時の付き添いを病院から求められる。介護施設利用時は、緊急時の対応を誰がするのかと利用の要件のようになっており、利用が

出来ない場合もある。身元保証人がいないことで利用が進められないこともある。

身寄りのない方の支援について関係者で協議でき、サポートする事業や共通認識を持って一定の支援のルールが出来るとよい。（地域包括支援センター）

- ・いつもセンターさんが柔軟に動いてくださるので、安心して相談業務にあたる事ができています。当相談事業所の職員が成年後見制度についてしっかり説明できればいいのですが、やはり知識不足が利用者さんに不利益を与えてはいけないとまずセンターさんに相談をかけることを基本としています。お忙しいとは思いますが、小さな事でも何でも相談してという現在のセンターさんのスタイルを今後も期待したいです。また、尾張北部以外の市町の方のケースの際に当事業所としては繋がりが薄い部分がありますので、業務の範囲外かとは思いますが、その市町の後見センターさんに繋げていただくなど、相談させていただけるとありがたいと思います。（相談支援事業所）
  - ・身元保証会社を本人希望もあり、提案することもある。日本ライフ協会の破綻や苦情も多々あるとのことで利用や提案する際の懸念がある。社協など安心できる法人が担って頂けると安心である。（地域包括支援センター）
  - ・居宅支援事業所には判断能力が低下している方との出会いは多くあります。多くのケースで後見人制度を利用してはどうか…というケースがあります。その点で後見人制度の理解を深め促進していく事が重要であると考えております。しかし、制度利用に関する費用などの詳細まで説明できない状態であり、また費用がかかると貯蓄や収入のない方はこちらが制度の話をする事も敬遠されます。
- また高齢者・要介護者の生活について後見人の理解不足のためか、支援チーム全員が一致している支援方針が後見人の一人の意見で覆ってしまうという不思議な体験をした事があり判断能力のない方への支援について改めて最善な支援方法は何であるのか振り返った事例もありました。今後、より後見人・後見人制度について理解を深めていきたいと考えております。（居宅介護支援事業所）
- ・保佐、補助に相当する方への利用促進。低所得の方でも利用できることに対する周知。成年後見となる人を増やしていくといいと思います。（居宅介護支援事業所）
  - ・後見人によって差がある。良い後見さんはとても助かります。一方、お金の取り扱いのみの方もいるので、人間味のない対応の方もいる。（介護老人福祉施設）

- ・事業所単位での研修をしてほしい。大勢だと参加しづらい。(病院・事業所)
- ・「このような方が利用している」といった成功や課題を含めたケースのご紹介をしていただけとありがたいです。(社会福祉協議会)
- ・在宅生活において成年後見制度の利用が必要だと思われる認知症等の方について、資産がなく低所得(生活保護等)で、施設入所すれば生活費はすべて口座引落になるので後見人等は不要という場合、あまり積極的に利用促進がなされていないと感じる。施設入所するまでの期間、つなぎとして在宅の権利擁護を社会福祉協議会が担うケースがあるが、その人がいつ施設入所になるかわからない中で、限られた支援できることを行うしかない。その人にとって、適切な権利擁護が行われているかどうか不安がある。(社会福祉協議会)
- ・成年後見制度を利用するにはかなりの時間を要する為、なかなか利用に至れない。  
(病院・診療所)
- ・制度の利用開始までに時間がかかりすぎる。(病院・診療所)
- ・認知症、精神障害や一人暮らし、家庭環境の問題などを抱えた高齢者が増え、更にご家族や近しい人との疎遠状態など、不安材料は多々増えてきています。そのような中、権利擁護支援センタの専門相談員の方が積極的に関わっていただけるのは、利用者、医療・介護の関係者は大変助かります。専門分野は専門職で対応していくだけと、知識、経験を元に利用者の能力の応じた最善の支援ができると思います。これからもどうぞよろしくお願ひ致します。(病院・診療所)
- ・補助・保佐に該当しない、または該当が見込まれる社会的弱者や、制度申請中の方に対する支援・相談窓口が不足している。(病院・診療所)

## 2 受任者対象アンケート

## 1 アンケート対象

成年後見人等として、受任の多い専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士について、地域を限定して調査をした。

対象地域は、尾張東部地域、知多地域、三河地域を除く愛知県内に事務所（又は住所）と持つ者とした。

区分	依頼数	回答数	うちオンライン	うち郵送	回収率
弁護士会※	300	22	22	-	7%
司法書士会	180	82	37	45	46%
社会福祉士会	114	74	36	38	65%
(所属未記載)	-	5	2	3	-
合計	594	183	97	86	30.8

※弁護士会については、メーリングリストによる依頼であり、依頼数欄の記載は、当該地域における概数である。

※回答のうち、所属未記入のものが5件あった。

## 2 調査方法

- (1) 弁護士会については、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会のメーリングリストに調査票を配信していただく方法で依頼し、回答はホームページからとした。
- (2) 司法書士会、社会福祉士会から該当の者に調査票を郵送し、回答は、ホームページ又は郵送によるものとした。

## 3 調査期間

2021（令和3）年1月8日から1月28日まで

## 4 回答内容

【プロフィール】

問1 あなたの所属はどちらですか。

区分	回答数
ア) 弁護士会	22
イ) 司法書士会	82
ウ) 社会福祉士会	74
未記入	5
合計	183

問2 あなたの住所(又は事務所の所在地)はどこですか。

住所又は事務所所在地	弁護士会	司法書士会	社会福祉士会	未記入	合計
名古屋市	16	52	37	4	109
一宮市	4	9	11	0	24
春日井市	0	9	7	0	16
津島市	0	0	1	0	1
犬山市	1	2	0	0	3
江南市	0	1	1	0	2
小牧市	0	0	3	0	3
稻沢市	0	1	2	0	3
岩倉市	0	2	1	0	3
愛西市	0	1	1	0	2
清須市	0	0	1	0	1
北名古屋市	0	2	1	0	3
弥富市	0	0	2	0	2
あま市	0	1	1	0	2
豊山町	0	0	0	0	0
大口町	0	1	2	0	3
扶桑町	0	0	0	0	0
大治町	0	0	0	0	0
蟹江町	1	1	3	1	6
飛島村	0	0	0	0	0
合計	22	82	74	5	183

問3 あなたの受任件数は、何件ですか。(2020年12月1日現在)

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	構成比
0 件	0	6	15	1	22	12.0%
1	1	14	16	1	32	17.5%
2	2	9	11	0	22	12.0%
3	3	8	8	0	19	10.4%
4	5	2	2	1	10	5.5%
5	3	5	6	0	14	7.7%
6	0	5	1	0	6	3.3%
7	0	5	4	0	9	4.9%
8	1	5	2	1	9	4.9%
9	2	2	2	0	6	3.3%
10	0	3	4	0	7	3.8%
11	1	2	0	0	3	1.6%
12	0	3	1	0	4	2.2%
13	0	0	0	0	0	0.0%
14	0	2	0	0	2	1.1%
15	0	0	0	0	0	0.0%
16	1	1	0	0	2	1.1%
17	0	1	0	0	1	0.5%
18	1	1	0	0	2	1.1%
19	0	0	1	0	1	0.5%
20	1	4	1	0	6	3.3%
21	0	0	0	0	0	0.0%
22	0	0	0	0	0	0.0%
23	1	1	0	0	2	1.1%
55	0	1	0	0	1	0.5%
未記入	0	2	0	1	3	1.6%
合 計	22	82	74	5	183	100.0%

【コメント】

- ・受任件数は、1～3件が多い。社会福祉士は、ほかに仕事を持ちながら受任するところが多く、受任件数にはある程度限界があると思われる。

問4 後見受任についてあなたの気持ちはどれに近いですか。

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	構成比
ア) さらに積極的に取り組みたい	13	43	20	5	81	44.3%
イ) 現状維持（これ以上は難しい）	7	25	33	0	65	35.5%
ウ) 少し控えていきたい	1	9	7	0	17	9.3%
エ) その他（具体的に）	1	4	12	0	17	9.3%
未記入	0	1	2	0	3	1.6%
合計	22	82	74	5	183	100.0%

ア) さらに積極的に取り組みたい

- ・（退職後は）現在は常勤にて勤務をしている為、件数を持っていません。今後においては、積極的に受けいきたいと思います。（社会福祉士）

イ) 現状維持（これ以上は難しい）

- ・親の介護があるため現時点では厳しい（司法書士）

エ) その他（具体的に）

- ・職場での理解が得られず受任が難しい。（社会福祉士）
- ・必要な事案は受ける予定である。ビジネス的な部分を無視は出きない。（弁護士）
- ・本職に支障をきたさない程度に協力したい。（社会福祉士）
- ・1名が亡くなられたので、もう1名は受任しようと考えているが自分が高齢なので積極的にふやすことはむずかしい。（社会福祉士）

- ・高齢者の仲間入りをしたので、長期にわたる事案は受任しないようにしている。  
(司法書士)

- ・本人の死亡などにより、受任件数が減ったら新たに受任してもよいと考えている。  
(司法書士)

- ・新規は受けない。(司法書士)
- ・ダブルワークになるため迷っている。 (社会福祉士)
- ・現職引退後 (社会福祉士)
- ・今は受任できない (社会福祉士)
- ・地元であれば、受任を検討したい。 (社会福祉士)
- ・今まで受任したことはなく、今後も予定はない (社会福祉士)
- ・ケースによって考えたい。 (社会福祉士)
- ・現在は受任できませんが、1~2年内には受けしていく予定です (社会福祉士)
- ・時間的に余裕が出来ましたが何せ高齢(72才)の為。 (社会福祉士)
- ・地域や対象者がいない。 (社会福祉士)

【コメント】

- ・44.3%の人が、さらに積極的に取り組みたいとしている。
- ・現状維持をするという人も、35.5%いる。
- ・マッチング次第で、受任候補者を拡充することが可能であると考えられる。

【受任が困難なケース】

問5 これまでに受任が困難と思われた場合はありますか。

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	構成比
ア) ある	<b>14</b>	<b>49</b>	<b>42</b>	<b>2</b>	<b>107</b>	<b>58.5%</b>
イ) ない	8	31	30	2	71	38.8%
未記入	0	2	2	1	5	2.7%
合計	22	82	74	5	183	100.0%

【コメント】

- ・6割近くの人が、受任が困難と思ったことがある。

問6【問5で「ある」と答えた方のみ回答してください】受任が困難と考えた理由  
 はどのようなことですか。（複数回答可） n=107

受任が困難と考えた理由	弁護士	司法書士	社会福祉士	合計	回答割合
ア) 既に複数受任しており、これ以上受任できない	2	10	8	20	18.7%
<b>イ) 報酬が見込めない</b>	<b>11</b>	<b>26</b>	<b>9</b>	<b>46</b>	<b>43.0%</b>
ウ) 本人の財産管理上の課題が多く、一人では対応しきれない	1	8	13	22	20.6%
<b>エ) 本人の身上監護上の課題が多く、一人では対応しきれない</b>	<b>6</b>	<b>20</b>	<b>9</b>	<b>35</b>	<b>32.7%</b>
オ) 親族間に複雑なトラブルを抱えており、一人では対応しきれない	4	16	7	27	25.2%
カ) 支援者間で対立があり、どの支援者と連携すればよいか分からず	2	5	3	10	9.3%
<b>キ) 施設入所者に比べ、在宅の場合、負担が多い</b>	<b>4</b>	<b>18</b>	<b>9</b>	<b>31</b>	<b>29.0%</b>
ク) 対象者種別（例えば、障害のある人）の支援の経験、スキル等がない	1	5	7	13	12.1%
ケ) その他	1	7	16	24	22.4%
未記入	0	4	0	6	5.6%

ケ) その他

- ・精神の方で福祉関係者の関与が一切無い事案（弁護士）
- ・本業に差し支えるため（社会福祉士）
- ・重大な触法行為（放火・殺人）で収監中の人の受任（司法書士）
- ・踏み込んでみると弁護士が対応した方が良いケースだった（訴訟代理権）（司法書士）

- ・本人の性格が受け入れられなかつた（司法書士）
- ・自身も、年齢を重ねたため、若年者の後見等はさけたい。（司法書士）
- ・会社員としての本業との両立の困難さ。（社会福祉士）
- ・本業がある為、遠方の方は対応が難しい（社会福祉士）
- ・受任し始めた当初は、身上看護と財産管理をしなければならない事は分かっていたが、その詳細については学ぶところがなく相談するところもなかつた。（社会福祉士）
- ・支援の開始と終了時には業務量が大幅にふえるため、本業に支障が出ることがある。（社会福祉士）
- ・主の仕事が多忙のため（社会福祉士）
- ・職場の理解と労力（社会福祉士）
- ・家裁からの推薦事件については受任するまで、本人の状況や詳細がわからず、本人の身上監護面のスキームを後見人が一から構築する必要に迫られることがあり、受任後ではあるが困難と感じる。（司法書士）
- ・本人のいる居所から自分の事務所まで距離が遠かつたから。（司法書士）
- ・本人だけでなく、家族全体の支援が必要な場合（司法書士）
- ・学業との両立が難しかつた。（社会福祉士）
- ・仕事が多忙で受任できない。（社会福祉士）
- ・自宅からの距離が遠い場所に対象者の自宅や施設がある場合には難しいと感じた（社会福祉士）
- ・遺産相続の為に成年後見制度の申し立てをし、遺産分割完了後の成年後見制度の継続に対し、全く理解のない家族のケース(協力が得られない)（社会福祉士）
- ・フルタイムでの仕事をしながらの後見業務なので受任できる人数は限られている。（社会福祉士）
- ・現在の仕事が多忙であり困難でした。初めての受任にスーパーバイザー的な方がマントリーマンでフォローしていただきたい。（社会福祉士）
- ・所有される建物が古く、又戻る事も難しい現状で、今後どうしていったらいいか相談する人がなく悩ましい。（社会福祉士）
- ・本業と家庭で手一杯であり、時間が取れない（社会福祉士）
- ・居住地から遠方なため。（社会福祉士）

【コメント】

- ・報酬が見込めないこと、身上監護上の課題が大きいこと、在宅の人の場合負担が大きいことが、上位の理由となっている。
- ・その他に記された内容からは、法律職では身上監護上、福祉職では財産管理上の課題にひとりで対応しきれないことが多いことや、社会福祉士については本業との関係で対応が困難な場合があることがうかがえる。

【後見業務遂行上の困難性】

問7 後見業務を行う上で、難しいと感じることはどのようなことですか。（複数回答可） n=75

難しいと感じること	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	回答割合
ア) 他の業務で忙しく、家族や支援者との話し合いに参加する時間が持てない	7	9	21	0	37	20.2%
イ) 支援者と意見が合わず、支援方針を共有することができない	4	14	6	0	24	13.1%
ウ) 後見人の業務の範囲を超えた役割を期待され、対応できない	15	34	17	0	66	36.1%
エ) 専門分野でない課題（法律職にとっての福祉課題、福祉職にとっての法律課題）への対応が難しい	5	23	21	0	49	26.8%
オ) 連携先が分からない	0	0	6	1	7	3.8%
カ) 本人の意思を確認するのが難しい	8	22	15	0	45	24.6%
キ) 本人との信頼関係を構築するのが難しい	6	8	7	0	21	11.5%
ク) 難しいと感じることはない	0	4	3	2	9	4.9%
ケ) その他（具体的に）	4	8	13	0	25	13.7%
未記入	0	4	2	0	6	3.3%

ケ) その他（具体的に）

- ・後見制度に対し不信感を持つ親族等への対応（弁護士）
- ・身体は元気な在宅認知症患者の場合（弁護士）
- ・本人に身内がない場合、すべての連絡に対応すると時間がかなり取られる。（弁護士）

- ・社会福祉士は財産のない方の支援を行う事は多い。お金がないために支援者に無償で動いてもらうことがあったり、自らが動かないといけないことが多い多々ある。（社会福祉士）
- ・後見人が頑張れば頑張るほど、結果として、過剰な期待をされて自分の首を絞めることになること。（司法書士）
- ・地域包括支援センターの担当職員が、後見人に就任すると手を引いてしまい、関与してくれず、相談することができなくなる。（司法書士）
- ・本人の家族が死亡し、本人が喪主を行うことを支援する場合。（社会福祉士）
- ・こちらの努力に対して結果（本人の心身が向上するなど）を感じにくいので、モチベーションの維持が少し難しい。（司法書士）
- ・医療同意を求められるときには、非常に悩む。（司法書士）
- ・財産が少ない方の報酬をどうすべきか？（司法書士）
- ・支援者との考えが合わないに該当するかもしれません、区役所による介入が強く、相談をしていないのに一方的に指示してきたり、他の支援者たちに対して後見人(保佐人)を否定することを話したり、後見人(保佐人)の考え方を無視し、勝手に助言をしていることがある。（社会福祉士）
- ・親族との関係（弁護士）
- ・精神障がいの方の地域での受け皿が乏しい。(特にグループホーム等の居住系サービス)（社会福祉士）
- ・本人死亡後、親族と連絡できない際の事務処理（司法書士）
- ・本人のケアマネが成年後見人の業務を理解しておらず、何でも後見人が行うと勘違いしている。（社会福祉士）
- ・重度の障害がある方で、将来の地域生活移行の見通しが立てづらい。（社会福祉士）
- ・入院中の被後見人にコロナ対応のため、面会する事が出来ず意思確認が難しい。（社会福祉士）
- ・法的トラブルが生じかねない問題に直面したとき（司法書士）
- ・医療同意ができないことをなかなか理解してもらえない。（社会福祉士）
- ・本人の意思の実現と本人の安全の確保の要請とが衝突するとき。法的トラブルを生じかねない問題に直面したとき。（司法書士）

- ・コロナのため施設入所の方と面会ができない（社会福祉士）
- ・受任したことがないのでわからない（社会福祉士）
- ・受任していない、経験がない（社会福祉士(3)）

【コメント】

- ・36.1%の人が「業務の範囲を超えた役割の期待への対応ができない」としている。  
支援者側が、後見人の役割を十分に理解していないことも考えられるため、研修等によりさらに理解を深めていただく必要がある。
- ・26.8%の人が「専門分野外の課題への対応」を挙げており、専門外の課題について相談や支援ができることが今後求められる。
- ・24.6%の人が、「本人の意思の確認が難しい」と感じている。意思決定支援についての支援が必要と思われる。
- ・選択項目以外にも、その他に記載されたように後見業務にあたっては、さまざまな課題があり、調整、支援が必要と考えられる。

### 【相談先】

問8 後見業務を行う上で困った時の相談先はどこですか。(複数回答可)

相談先	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	回答割合
ア) 所属団体の成年後見制度相談窓口	13	33	35	0	81	44.3%
イ) 家庭裁判所	16	63	33	1	113	61.7%
ウ) 尾張北部権利擁護支援センターなどの中核機関あるいは後見支援機関	1	7	20	1	29	15.8%
エ) 他の専門職後見人団体	1	6	19	1	27	14.8%
オ) 相談したことがない	0	1	6	1	8	4.4%
カ) その他（具体的に）	4	22	21	0	47	25.7%
未記入	0	1	1	0	2	1.1%

カ) その他（具体的に）

- ・知り合いの弁護士、アイズ相談担当弁護士（弁護士）
- ・先輩同業者、知り合いの社協、地域包括等の職員（弁護士）
- ・同業者（弁護士）
- ・包括、相談支援事業所、ケアマネ、施設ご担当、等他の支援者、他の同職者、その他適宜（司法書士）
- ・基本的に相談先は無いに等しく、自力で書籍や自治体等のHP等で対応している。家庭裁判所は、相談というよりトラブル防止のための報告に過ぎないと思う。（司法書士）
- ・尾張北部権利擁護支援センターなどの中核機関あるいは後見支援機関（司法書士）
- ・後見業務を行っている友人の司法書士（司法書士）
- ・他の専門職／当該困難案件を所管する行政機関等（司法書士）
- ・同業者で経験値の高い人（司法書士）
- ・同様に後見業務に携わっている同業専門職（司法書士）
- ・何人かの知り合いに相談する（司法書士）

- ・知り合いの弁護士、社会福祉士など個人の専門職のつながり（司法書士）
- ・後見業務に詳しい同業者（司法書士）
- ・後見業務を行なっている同業司法書士（司法書士）
- ・後見業務を経験している同業者（司法書士）
- ・後見業務を行っている友人の司法書士（司法書士）
- ・後見業務を行っている同業者、他士業（司法書士）
- ・同業者(司法書士、社会福祉士)
- ・施設担当者、ケアマネさん（司法書士）
- ・同業者、行政窓口、入院先病院（司法書士）
- ・同職の後見業務受任者、市町村の介護、福祉担当者、地域包括（司法書士）
- ・他、相談機関(いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター等)（司法書士）
- ・ケアマネさん、市区町村の各担当窓口の方。（高齢福祉課等）（司法書士）
- ・個人的につながりのある司法書士。弁護士。（司法書士）
- ・事例検討会(多職種参加で、福祉・法律・行政関係者の意見や情報提供があり、参考となる。)（司法書士）
- ・同職への個人的相談。仲間の考えを聞くこともでき心強い。（司法書士）
- ・同職の友人・知人（司法書士）
- ・本人の親類、関係者、入所施設の相談員など（司法書士）
- ・職場の弁護士（社会福祉士）
- ・他の先輩に直接相談（社会福祉士）
- ・同じ団体の先輩や知人のケアマネ(ベテラン)などに相談し、対策を考えている。  
（社会福祉士）
- ・経験豊富な先輩、社会福祉士（社会福祉士）
- ・後見業務を行っている知人（社会福祉士）
- ・個人的に知っている弁護士や他の社会福祉士（社会福祉士）
- ・尾張後見ネット（社会福祉士）
- ・弁護士（社会福祉士）
- ・所属団体の先輩、他の専門職後見人（社会福祉士）
- ・入院先の担当医(主治医)（社会福祉士） 714

- ・市役所の生活保護担当者（社会福祉士）
- ・ばあとなあ登録会員（社会福祉士）
- ・他の後見人仲間（社会福祉士）
- ・地域でのネットワークや勉強会（社会福祉士）
- ・他の社会福祉士や専門職（社会福祉士）
- ・仲間の社会福祉士（社会福祉士）
- ・ばあとなあのメンバー 後見活動をしている司法書士の知人（社会福祉士）
- ・受任したことがないのでわからない（社会福祉士）
- ・受任していない（社会福祉士）
- ・受任経験なし（社会福祉士）

【コメント】

- ・相談先としては家裁が多く、特に法律職では、8割に上る。
- ・所属団体の成年後見制度相談窓口や同職種の友人などに相談することが多い。また他の専門職に相談をしている人もいる。

【成年後見制度利用促進にかかる法令等についての理解】

問9 成年後見制度の利用促進について、法律や国の基本計画をどの程度ご存知ですか。

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	構成比
ア) よく知っている（ひとに説明できる程度）	6	13	8	3	30	16.4%
<b>イ) 知っている</b>	<b>9</b>	<b>38</b>	<b>39</b>	<b>1</b>	<b>87</b>	<b>47.5%</b>
ウ) あまり知らない（法律や基本計画があることを知っている程度）	7	29	27	1	64	35.0%
エ) 全く知らない	0	1	0	0	1	0.5%
未記入	0	1	0	0	1	0.5%
合計	22	82	74	5	183	100.0%

問10 成年後見制度利用促進計画(国的基本計画)における、チームや地域連携ネットワークはご存知ですか。

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	構成比
ア) よく知っている（ひとに説明できる程度）	5	11	9	3	28	15.3%
イ) 知っている	8	33	29	1	71	38.8%
ウ) あまり知らない（法律や基本計画があることを知っている程度）	8	35	34	1	78	42.6%
エ) 全く知らない	1	2	2	0	5	2.7%
未記入	0	1	0	0	1	0.5%
合計	22	82	74	5	183	100.0%

【コメント】

- ・成年後見制度利用促進基本計画の核となる「地域連携ネットワーク」の考え方であるが、まだ、専門職の間でも浸透していないことがうかがえる。

【チーム支援について】

問11 成年後見制度利用促進計画では、チーム支援ということがいわれています。

被後見人をチームで支援していくことについてあなたの考えに近いものを教えてください。(ひとつだけ)

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	構成比
<b>ア) 積極的にチーム支援を進めていくべきだ</b>	<b>20</b>	<b>64</b>	<b>63</b>	<b>4</b>	<b>151</b>	<b>82.5%</b>
イ) 必ずしもチーム支援が適切と考えていない	0	10	6	0	16	8.7%
ウ) チーム支援の必要性を感じない	0	2	1	1	4	2.2%
エ) よくわからない	2	6	4	0	12	6.6%
合計	22	82	74	5	183	100.0%

【コメント】

- ・支援者よりも受任者の方が、チーム支援の必要性を強く感じている。

問12（問11でイ)又はウ)と回答した方のみ回答してください) チーム支援について、必ずしもチーム支援が適切と考えていない、チーム支援の必要性を感じないと思われるるのは、なぜですか。(複数回答可) n=20

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	回答割合
ア) 財産管理以外に支援ニーズがない	0	3	0	0	3	15.0%
<b>イ) 困ったときにだけ相談すればことは足りる</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>70.0%</b>
ウ) 後見人等が財産管理、 身上保護について責任を もつ（あるいは主導）す べきだ	0	4	3	1	8	40.0%
エ) ケース検討会議に呼ば れるなど負担が増える	0	4	3	0	7	35.0%
オ) その他（具体的に）	0	2	4	0	6	30.0%

イ) 困ったときにだけ相談すればことは足りる

- ・チーム支援は必要だが、必要な時に活用するもので、義務化して、報酬を保障すると形骸化すると思います。必要時に被後見人のニーズに応えるのが大前提。（社会福祉士）

オ) その他（具体的に）

- ・支援が形式的になる場合がある（司法書士）
- ・本人との信頼関係と身上保護（身上監護）とのバランスが大切であり、チーム支援を常に念頭に置くべきではないと考える。（司法書士）
- ・困難ケースの場合はチーム支援が必要と思う。（社会福祉士）
- ・チームが足かせになって動きにくくなる可能性が考えられる。（社会福祉士）
- ・チーム支援の利点・効果が見えない(事例がありますか)。被後見人の情報が守られるか？ケースによって違うのではないか。適切なケースもあると思う。（社会福祉士）

【コメント】

- ・約2割の人が、チーム支援は不要もしくは弊害があると考えているが、その理由については、記述をみると、既存の支援者との信頼関係を欠いている場合や後見人等が中心に支援すべきだ（チーム支援だと動きが縛られる）と考えている場合があると考えられる。
- ・意思決定支援を尊重した後見事務を進めるためには、日常生活を支援する支援者との連携が欠かせないと考えられるので、チーム支援についての理解を深めていくことが必要と考える。

問13 どのような支援者と連携していますか。（複数回答可） n=183

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	回答割合
<b>ア) 親族</b>	<b>17</b>	<b>66</b>	<b>50</b>	<b>2</b>	<b>135</b>	<b>73.8%</b>
イ) 地域包括支援センタ ー	14	35	29	2	80	43.7%
<b>ウ) ケアマネジャー</b>	<b>17</b>	<b>59</b>	<b>44</b>	<b>2</b>	<b>122</b>	<b>66.7%</b>
エ) 介護サービス事業所	9	48	37	2	96	52.5%
<b>オ) 入所施設</b>	<b>20</b>	<b>60</b>	<b>45</b>	<b>2</b>	<b>127</b>	<b>69.4%</b>
カ) 病院	7	45	36	2	90	49.2%
キ) 民生委員	1	10	12	2	25	13.7%
ク) 行政	8	29	30	2	69	37.7%
ケ) 尾張北部権利擁護支 援センターなどの中核機 関あるいは後見支援機関	4	17	24	2	47	25.7%
コ) 連携していない	0	2	3	1	6	3.3%
サ) その他（具体的に）	1	8	20	0	29	15.8%
未記入	0	3	1	0	4	2.2%

ア) 親族

- ・場合による（司法書士）

オ) 入所施設

- ・GH（社会福祉士）
- ・デイサービス（社会福祉士）

サ) その他（具体的に）

- ・実際の連携は別として関係する全ての人を対象としたい。（社会福祉士）
- ・相談支援事業所、就労支援事業者、近隣の住民等、場合によってご助力を仰げる  
方々適宜（司法書士）
- ・基幹相談支援センター、相談支援事業所、ケースワーカー、本人の家族の支援者等
- ・訪問看護、介護タクシー、福祉用具レンタル業者、菩提寺（司法書士）
- ・主治医（社会福祉士）

- ・高齢者支援 NPO団体（弁護士）
- ・訴訟案件があれば、弁護士等個人的なつながりで支援を求めている。（司法書士）
- ・障害者相談支援事業所（社会福祉士）
- ・障害者相談支援専門員（社会福祉士）
- ・障がい分野の相談支援専門員、グループホーム管理者、弁護士（社会福祉士）
- ・本人の就労先、近隣の知人などがあった（司法書士）
- ・過去のケースでは、被後見人の友人等、地域の方々。障害者相談員。（社会福祉士）
- ・社会福祉協議会（司法書士2）
- ・特定相談支援事業所、訪問看護ステーション、精神科病院デイケア、ヘルパー（社会福祉士）
- ・なぜ、相談支援専門員や通所事業所等、障害分野の選択肢はないのか？（社会福祉士）
- ・ぱあとなあ 障害福祉サービス事業者 相談支援専門員（社会福祉士）
- ・以前お世話になっていた相談支援員さん（社会福祉士）
- ・計画担当事業者（社会福祉士）
- ・後見申立時の関係者（社会福祉士）
- ・受任していない（社会福祉士5）
- ・本人が所属する宗教団体の支援者（司法書士）

#### 【コメント】

- ・親族 73.8%、入所施設 69.4%、ケアマネジャー66.7%が主な連携先であるが、「その他」にあるように、ケースごとにさまざまな連携先があると考えられる。
- ・尾張北部権利擁護支援センターは、中核機関として連携のつなぎ役としての役割が求められる。

問14 どのように連携していますか。(複数回答可)

n=183

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	回答割合
ア) ケース会議に参加している	15	38	45	2	100	54.6%
イ) ケアマネジャーやサービス事業所と連絡を取り、サービス内容について相談している	18	53	51	2	124	67.8%
ウ) 親族に対し、定期的に本人や財産管理などの状況を報告している	10	37	24	1	72	39.3%
エ) 自治会などの地域の話し合いの場に参加している	0	0	4	1	5	2.7%
オ) 本人の状態に変化があった場合、対応について一緒に考える	16	53	46	2	117	63.9%
カ) その他（具体的に）	0	2	12	0	14	7.7%
未記入	0	1	1	1	3	1.6%

イ) ケアマネジャーやサービス事業所と連絡を取り、サービス内容について相談している

- ・ケアマネージャーではなく、相談支援専門員やサービス事業所と連絡を取り、相談（社会福祉士）

カ) その他（具体的に）

- ・ご本人に変化があった場合等の情報共有、方針の相談、面談時の同行、等適宜の方法（司法書士）
- ・ケース会議を開催している（社会福祉士）
- ・親族の支援者に対して本人とその親族への支援の役割分担。（司法書士）

- ・親族、関れる身寄りはないので、財産等の報告は家裁への定期報告のみを行っている（社会福祉士）
- ・施設職員と情報交換（社会福祉士）
- ・後見人が受任後、ケース会議に参加したり、TELにて相談を受けたことがあります。（社会福祉士）
- ・判断に困った時、担当医(主治医)に相談（社会福祉士）
- ・受任していない（社会福祉士 5）
- ・電話での報告（社会福祉士）

【コメント】

- ・サービス内容についての相談が最も多い。
- ・本人の変化についての対応、ケース会議での相談も多く、連携が行われていることがうかがえる。

【中核機関、後見支援機関に期待すること】

問15 令和2年4月から国の成年後見制度利用促進基本計画にある中核機関として位置づけられた権利擁護支援センター等に期待することは何ですか(複数回答可)

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	未記入	合計	回答割合
ア) 成年後見制度に関する市民、町民への啓発	12	48	39	2	101	55.2%
イ) 事業所職員・行政職員への研修	9	27	37	2	75	41.0%
ウ) 他職種の連携に資する研修	7	20	31	2	60	32.8%
エ) 申立てにかかる支援	12	31	42	2	87	47.5%
オ) 後見人との連携支援(チーム支援)	18	44	51	2	115	62.8%
カ) 後見人支援(自分の専門でないところへの支援)	15	41	50	1	107	58.5%
キ) 市民後見人の養成事業	4	21	18	2	45	24.6%
ク) 法人受任の拡充	3	14	22	1	40	21.9%
ケ) 任意後見受任など認知症でない高齢者への安心事業	3	18	23	1	45	24.6%
コ) 未成年後見の受任	2	9	14	1	26	14.2%
サ) その他	0	8	2	0	10	5.5%
未記入	0	1	1	1	3	1.6%

サ) その他

- ・医療職への啓発、研修(司法書士)
- ・スーパー、コンビニ、金融機関など、判断能力の不十分な人が日常生活で利用する事業所に対する、本人の特性の理解や対応を求める啓発および研修(司法書士)

- ・金融機関に後見の届出をするのに一部の金融機関を除いた金融機関は、通帳発行支店以外では処理が受け付けてもらえず、業務に多大な時間と不要な費用等を要する。金融機関全体的な改善のための何らかの行動が必要と思われる。（司法書士）
- ・貴センターは愛知での先進的なセンターとして後進地域（特に近隣地域）の行政等に対する啓発等もお願いしたく存じます（司法書士）
- ・ある自治体の先進的な運用が、周辺の自治体に広がることがあり、今後も期待している。（司法書士）
- ・後見人のつどいなどの開催（社会福祉士）
- ・死後事務（司法書士）

【コメント】

- ・「チーム支援」（62.8%）、「専門外のところへの支援」（58.5%）、「市民、町民への啓発」（55.2%）などが上位である。
- ・ほかにも、多様なニーズがある。

問16 その他、成年後見制度の利用促進に關係して、どのような点を改善すべきかなどご意見を自由に書いてください。

- ・ケアマネや場合によっては行政においても、安易に身元保証団体との契約にながれやすい傾向があるように思う。中には、身元保証のみでは長期的な本人の保護を図るのが困難な事例もある。どの制度を利用するかは、身近な支援者の知識・経験に委ねられる面が大きいため、支援者に向けての勉強会や事例検討も重ねていっていただきたいと期待しています。（弁護士）
- ・それぞれの専門職が専門分野でない課題にも関わり、とりくんでいる状況であると思うが、専門職どうしが専門分野で力を発揮できる複数後見が広がると良いと思う（報酬の課題はあると思うが）。自分自身の課題もあるが、被後見人の意思を尊重するという視点を関係者で共有していくことがまだまだむずかしい。（支援者の価値観の違いや社会資源の調整のむずかしさ）共有のための研修や、権利擁護支援センターによる支援が重要と考えている。（社会福祉士）
- ・困った時に相談にのってもらえたり、情報提供してもらえると嬉しい。（社会福祉士）

- ・成年後見制度や後見だけではなくて保佐、補助の視点(利用)が普及すると良いと思う。（社会福祉士）
- ・成年後見、後見人という立場を通して他の専門職との交流や地域連携、情報共有の機会があると嬉しい。（社会福祉士）
- ・本人の意思能力を欠いている場合で親族の協力が得られないような場合には速やかに市町村申立をするべきだと思います。本人の利益を第一に考えて運用してほしい。（司法書士）
- ・受任できる専門職後見人を増やしていく。（社会福祉士）
- ・市民後見人が一人でも多く増える。（社会福祉士）
- ・①地域に、後見人受任可能者を増やすべきだと思います。②マスコミは、不祥事ばかりをとりあげて、後見制度の良い点を伝えきれずにいます。後見制度の利用により、本人の生活が向上したケースを広くアピールして欲しいです。後見業務の引き受け手が「大変な思い」だけでなく「誇らしく」思えるよう、社会的な印象を変えていくことが必要かと。（司法書士）
- ・アンケートだけでなく、後見業務の実態についてしっかりと把握して、後見業務の質を高める活動が必要と考える。（社会福祉士）
- ・アンケート項目から申立支援を予定されていますが、その申立書類の作成を含めて考えている場合、裁判所へ提出する書類の作成については司法書士の独占業務として考えられ、司法書士法違反のおそれがあるのではないかと思います（司法書士法3条1項4号）。書類作成についてのサポートのあり方、法テラスの利用を検討すべき事ではないかと思料します。第三者が後見人等に就任したときにおける後見人等報酬を本人の財産から支弁できないとき事がありますが、その為に市区村において報酬助成制度の設置が必要となります。しかしながら、設定していない市町村もあり、また設置されていても、市町長申立以外は対象外であるとか、予算の都合として規定はありながら、支弁をしないなどの問題があります。その第三者後見における報酬について調整をしてもらえるといいのではないかと思います。（司法書士）
- ・ケアマネの研修時に成年後見制度についての説明が必要。介護保険制度で行うべきことも全て後見人が行うと勘違いしている。家族と後見人は違うことを理解して欲しいです。（社会福祉士）

- ・このアンケートでも分かる様に障害者への支援の視点がかけている。報酬助成にしても、障害者が外されているところもある。(春日井市がたしか外れていたと思われる)のことからも、障害者への利用促進、支援者育成等進むと良いと考える。  
(社会福祉士)
- ・受任ケース数を増やして一般化させて欲しい。相談しやすい体制を拡充して欲しい。  
(未記入)
- ・成年後見利用支援事業など市町村によっての利用条件の違いが大きいため、どの地域に住んでも同じ制度が平等に利用できるようにしてなって欲しい。  
(社会福祉士)
- ・センター、支援機関、市民、専門職が、それぞれの役割に応じて連携して後見のすそのを広げていきたい。  
(司法書士)
- ・ぱあとなあに登録し数年経っています。現在地域包括で仕事をしており成年後見制度の利用について真剣に考えること多々あります。地域のケアマネさん、包括、行政も身元保証をつなげる現状です。申し立てのハードルが高いこと、メリットがわかりづらいことがあります。今後、受任していきたいのですが、一からサポートしていただけるようなシステムがあると助かります。以前は神奈川県でしたが、サポートしてくれる方が登録の時点で付いて下さっていました。宜しくお願ひ致します。  
(社会福祉士)
- ・意思決定支援の強化、周知、工夫など。  
(社会福祉士)
- ・医療行為の承認や死後の事務の範囲が明確になっていないため、受任した際に悩むことがあるのではと想定しています。又、成年後見以外でも個別の事案から、もっと自由に利用できる制度があれば良いと思います。  
(社会福祉士)
- ・一般の市民に対して幅広く広報していく必要がある。申立手続き、費用に対する支援が必要と考える。  
(社会福祉士)
- ・一般の方が成年後見のメリットを知ることができるようになるといいと思います。正式に決まるまでもう少し時間が短縮できるとよいです  
(社会福祉士)
- ・貴センターのカバー範囲においても顕著ですが、今後事件の増大に伴い受け手(特に専門職)の不足が深刻化することは明らかです。市民後見人の育成や親族後見人への援助体制の構築は意外と急務であると思いますのでご対応をお願いしたいと思います。司法書士会(リーガルサポート)においてもそのための援助はきっと惜しい

まないと思います。アンケート対象となっている地域のうち名古屋市以外の地域では、どの地域でも専門職の不足は深刻化していますので、自己の自治体の事件を受けるのにいっぽいで他の地域には手が回らなくなってくることが危惧されます。行政のマターかも知れませんが、受任しやすい環境・条件を整えられない自治体は専門職の受け手から敬遠される事態が生じる可能性もあるかもしれません。センターから行政に対してそういう状況になりかねないことを的確にお伝えいただくことも必要かもしれません。（司法書士）

- ・研修内容、講師が同じようなものが多いように見受けられます。講師の養成、研修内容の開拓も必要なのではないかと思います。研修の仕方についても、従来の会議室を借り、2時間行うものから、例えば1回15分で複数回継続して(又はスポット的に)ネット配信するといったものに変えていく(取り入れていく)ことも考えていいのではと思います。（社会福祉士）
- ・後見人に就任すると、地域包括支援センターの担当職員は本人にかかわってくれなくなる。ときどき包括に都合よくつかわれているのではないかと思う時もある。本人の財産保護や権利擁護のためにもう少しチームワークで支えてもらえると活動がしやすい。市民後見人を育成して、複雑ではない案件を引き受けて欲しい。（司法書士）
- ・後見人等の報酬がきちんと確保できる財政的支援が必要。（弁護士）
- ・行政の役割（社会福祉士）
- ・困難事例に対応しても、その評価を家裁は判断できないのだと感じます。内容に見合った報酬付与の仕組みを望みます。（社会福祉士）
- ・財産が少ない人は後見人の報酬が見込めず、後見人をたてることが難しいので、後見人の報酬の扶助の制度を充実させて欲しい。（司法書士）
- ・首長の申立の迅速化。深刻なケースが多いが、申立はゆっくり、という印象。どこで時間がかかっているかわからないが、改善の必要性は大きいと思っています。自治体によって後見制度の理解度、支援に差が大きいことも。尾張北部権利擁護支援センターさんには期待しています。（司法書士）
- ・障害者権利条約を踏まえた上での成年後見制度の利用促進であるべき。死後事務の範囲等について、必要最小限の葬儀、遺産の引渡しのための事務について検討し、

手当がなされるべきである。保佐・補助類型への適用についても検討されるべきである。（社会福祉士）

- ・制度を活用する方がまだまだ少ないので、それを必要とする人を支援している専門職(ケアマネージャー等)が、後見人等がついたことでQOLが向上した等のメリットを感じていないことが1つの要因と考えています。私も社会福祉士会として後見人として反省すべき点はあるのですが、後見人等として活動する専門職の技術を上げる仕組みが必要だと思います。（社会福祉士）
- ・制度利用促進を進めているが、肝心の担い手不足では裾野は広がらないと考えている。職能団体（愛知県社会福祉士会）としては、積極的に成年後見人を養成していかなくてはいけないと思う。成年後見人になるためのプロセスも複雑化していることもあり、養成研修の受講者数も横ばいだと聞く。また、社会福祉士会としては、「後見人の質」をいかに担保するかという命題もある。会として積極的にサポートや指導をしていく体制が必要だと考えるが、県内の権利擁護支援センターにも社会福祉士が多く配置されている実情もあり、会とセンターとが連携して支援していくべきだと考えている。さらに個々の社会福祉士レベルで考えると、社会福祉士は権利擁護支援の重要性をもっと認識すべきであり、各自の業務範囲にとらわれず、本来社会福祉士として装備すべき「社会福祉士の専門性」として、権利擁護支援を考えるべきであると考える。（社会福祉士）
- ・成年後見人として受任している者への支援①三士会に所属している専門職間で、自由に相互に相談できる体制、システムを作りたい。（例えば支援できる専門職を権利擁護支援センターに登録しておき、相談があった時に紹介する等）②受任しても報酬の見込めない受任者に対する支援を積極的に推進してほしい。※三士会合同で会費を集めての支援 ※行政への積極的働きかけ ※その他（社会福祉士）
- ・成年後見制度の申立ての相談ができる場の拡充。民間の身元保証サービスとの違いについて正しい理解の普及。申立てが困難なケースの解決法。（社会福祉士）
- ・①裁判所への書類作成権限がある（申立てができる）専門職は弁護士と司法書士だけなので、その点の周知はしっかりさせてほしい。②報酬の見込みのない案件や後見人の業務の範囲を超えた役割を求められることがある。頑張ったら頑張っただけ自分の首を絞めるような結果となり疲弊してしまうことのないような制度に期待する。③専門職はある程度の報酬が得られなければ、自らの事業を継続することがで

きないので、報酬が発生することはやむを得ないと思うが、知的障害のある方など、もともとの財産が乏しい方が報酬の発生を心配して成年後見制度の利用を躊躇することがないよう成年後見制度の受け皿となる機関が拡充されると良いと思う。

（司法書士）

- ・成年後見制度は、一人一人の個別のかけがえのない方を支えていくものだと思いますので、「キャンペーン」「ブーム」「街づくり」のように、盛り上げ、盛り上がるのではなく、落ち着き、節度を持って、一步一步利用促進していくとよいと思います。（社会福祉士）
- ・本来、権利擁護が必要な人に資産がない、家族がない、知識がない等の理由で必要な後見制度の手が届かないことがないようにして欲しい。その他、特に行政は後見制度を財産管理が必要な人に適用するものといった実に乏しい考え方を持っている担当者もいるので、後見制度の根幹を理解して欲しい。（社会福祉士）
- ・成年後見制度を利用者とその周囲の人達にもっと身近な制度なものと周知することが、必要だと考えます。特に市区町村の福祉分野ばかりでなく全ての部署で成年後見制度の理解が得られるようになればいいと考えます。（社会福祉士）
- ・責任の重い業務だと考えているため、きちんと研修を受け倫理観をしっかり持った人が後見人になるべき。そのためにも社会福祉士は適していると思う。（社会福祉士）
- ・専門分野以外の内容について、知識があるものとして話が進んでいく事がとまどう。親族がない場合での複数専門職での受任。見合った報酬が明確に受け取れるような支援体制づくり。財産状況や身体状況が厳しい方にあたると、一人で責任を負わなくてはならなくなるので、法人等を設立し参加した方々で複数人を受任し報酬を均等に分配するなどの仕組み。（司法書士）
- ・担い手不足の解消が急がれます。ただ、制度に関わる全ての機関や人が「チーム支援」を理解し実践すれば、担い手の負担は軽くなり、一人当たりの受任件数がもっと増えるのではないかと思われます。お互いの垣根を低くしてもっと連携しようという意識改革を促す研修等を、具体的な事例を通して行ってみてはいかがでしょうか。（司法書士）

- ・地域社会全体に成年後見制度に対する認知度が高まり、親族、家族も制度利用に対する抵抗感が無くなるような啓発活動を積極的に行なっていくと良いと思います。（社会福祉士）
- ・中心的に関わる事の多い各専門職(ケアマネや相談支援専門員)への制度、役割の理解力の向上。特に障害者の相談支援専門員の理解力が低い様に思われる。（社会福祉士）
- ・尾張東部権利擁護支援センターのように、専門職協力者名簿登録に基づき、特定の司法書士だけではなく、より多くの司法書士(リーガルサポート会員)が協力できる体制づくりを尾張北部権利擁護支援センターに求めたいです。（司法書士）
- ・法人後見が望ましいと思う。（社会福祉士）
- ・法律系専門職後見人としては、本人の身上に関する点において、常に心配を抱えており、場合によっては孤立感を覚えます。介護、福祉のスキーム、連携が出きていない事件の時には、その立ち上げについての助力があると助かりますので、連携について積極的にお願いします。また、専門職ですので、利用支援事業の拡充をお願いします。（司法書士）
- ・本人が申立人となる場合に、民事法律扶助の書類作成援助の利用ができるようになるべきだと思います。（司法書士）
- ・民間保証協会のあり方。病院、施設等で保証人が条件になっている事がある。それらの関係者に学んでもらいたい。（社会福祉士）



小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における

成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査報告書

発行日：2021（令和3）年3月31日

発行者：小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会

お問い合わせ先

事務局：尾張北部権利擁護支援センター

電話 0568-74-5888 ファックス 0568-74-5855

電子メール [mail@owarihokubu-kenriyougo.net](mailto:mail@owarihokubu-kenriyougo.net)